

育成を図る林業経営体の選定基準

育成経営体の選定基準は、下表の（１）から（８）の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目基準をすべて満たしているものとする。

なお、施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員のほか、他者への請負による施業も含めることができるものとする。

項目	選 定 基 準
（１）生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を５年で約２割以上増加させる目標を有していること、又は生産性を５年で約２割以上向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が、生産量に関し$5,000\text{m}^3/\text{年}$、生産性に関し間伐$8\text{m}^3/\text{人日}$、主伐$11\text{m}^3/\text{人日}$以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>
（２）生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・協同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化等
（３）造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>
（４）主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。 ・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。
（５）生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して１年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が１年以上であること。</p>

<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。</p>
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく青森県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>
<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者